

食品衛生法の一部を改正する法律案(衆第四四号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、最近における食品衛生法に違反する食品等の販売や輸入の事例が続発している状況等にかんがみ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法違反となるおそれが高い一定の食品等について、その輸入、販売等を包括的に禁止することができる新たな制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなされた特定の食品又は添加物について、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合は、健康被害が生ずるおそれの程度等を勘案して、あらかじめ、関係行政機関の長に協議の上、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の輸入、販売等を禁止することができる。
- 二、一の処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、利害関係者からの申請等に基づき、食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めた場合は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、輸入、販売等の禁止措置の全部又は一部を解除するものとする。

三、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃについても、一、二と同様の措置を講ずる。

四、厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

五、新たな禁止規定に違反した者についての罰則を設けるとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰金の引上げを行う。

六、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。